

前払式支払手段の表示及び情報提供について

法第13条第1項

(第1号) 氏名、商号又は名称	日本製紙総合開発株式会社
(第2号) 支払可能金額	上限額 50,000円
(第3号) 有効期間又は期限	(会員) 最終利用日より2年間有効 (ビジター) 最終利用日より6カ月有効
(第4号) 苦情又は相談窓口	所在地 〒802-0076 福岡県北九州市小倉北区中島一丁目19番13号 連絡先 十條スポーツセンター 電話番号 093(521)7080

法第13条第1項5号、府令第21条第2項

(第1号) 使用できる施設	十條スポーツセンター
(第2号) 利用上の注意	<ul style="list-style-type: none">・本カードは十條スポーツセンター以外では利用できません。・残高が少なくなった場合は、自動入金機で入金できます。・本カードは他人に譲渡、貸与はできません。・カード残高の返金、換金はできません。・折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけたりしないで下さい。・本カードの利用に関する事項は、当練習場のICカード規約に準じます。
(第3号) 未使用残高又は未使用残高の確認方法	カード残高は自動入金機、打席スタンド、フロントにて確認できます。
(第4号) 約款等について	詳しくは十條ゴルフガーデンICカード規約をご参照下さい。

前払式支払手段情報提供事項

■資金決済に関する法律第14条第1項の趣旨

前払式支払手段保有者保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定により、前払式支払手段の発行者は、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在において使用されていない残高の1/2以上の額を保全することが義務づけられています。

■資金決済に関する法律第31条第1項に規定する権利の内容

前払式支払手段の利用者は、発行保証金について他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

■発行保証金保全契約について

弊社は、株式会社三井住友銀行と発行保証金保全契約を締結しております。

■発行業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指示が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

弊社が発行する前払式支払手段の盗難、紛失、滅失、改ざん等により、利用者が生じた損失については、一切その責任を負いかねます。管理には十分ご注意ください。